2024(令和6)年度 **追加募集** 子とお活動支援金の 申請を募集します!!! 100元

■趣旨

生活様式や環境の変化などにより、子どもたちが身体を動かす機会が減少傾向にあります。そのような状況の中、子どもたちの健全な心身の発達に資することを目的に、幼少児期からの遊びを通じた運動習慣及びきっかけづくり、それら機会の創出や環境整備等に関する経費を支援します。

■対象団体

- ①地方公共団体(都道府県·市町村·特別区·政令区)
- ②広域地方公共団体(都道府県)の外郭団体 ※スポーツや運動を主要活動とする団体
- ③その他、当財団の理事長が認めた団体 ※総合的に判断いたします。あらかじめ事務局までお問い合わせください。 ※過去にこの支援金(旧:子ども活動支援補助金)の交付実績がある団体も対象です。ただし、同一年度内における交付は1度に限ります。

■対象経費

【対象事業】下記の①~⑤のすべてに該当する事業を対象とする。

- ①本支援金の趣旨にかなう内容であるもの
- ②小学生以下の子どもが直接係わり、身体を動かす機会が計画されるもの
- ③申請団体と関わりのある公共施設や場所において計画されるもの
- ④100万円以上の予算で計画されるもの
- ⑤2024(令和6)年4月1日(月)以降に始まり 2025(令和7)年3月31日(月)までに終了する事業

【対象となる経費の例】

- ・固定遊具(滑り台やブランコ、複合遊具等)の設置及び修繕に係る費用
- ・運動、スポーツ用具の購入に係る費用
- ・イベントや教室、巡回指導等に係る費用





■支援金額

1団体一律 100万円

■募集期間

期中第1期:2024 (令和6) 年4月1日 (月) ~ 2024 (令和6) 年5月31日 (金) 期中第2期:2024 (令和6) 年6月1日 (土) ~ 2024 (令和6) 年7月31日 (水) 期中第3期:2024 (令和6) 年8月1日 (木) ~ 2024 (令和6) 年9月30日 (月)

※申請書類については メール(募集期間必着) または 郵送(当日消印有効)とします。 ※予算に達し次第、期間中であっても受付を終了させていただきます。予めご了承ください。



公益財団法人 ライフスポーツ財団



■申請方法

所定の申請様式(当財団HPより取得)に必要事項を記入の上、メールもしくは郵送にて提出ください。

【郵送】

〒564-0063

大阪府吹田市江坂町1-23-43 ファサード江坂ビル7階 公益財団法人ライフスポーツ財団 子ども活動支援金係

【メール】

info@lsf.or.jp (件名に「子ども活動支援金申請」と記載のこと)



■申請に際する主な注意事項

- ・申請には原則、首長の印を要します。
- ・連絡先の窓口は、申請内容に携わる部署の方がご担当ください。
- ・支援金の振込指定口座は原則、団体名義で開設された口座に限ります。
- ・支援事業の概要や費用計上の根拠となる補足資料 (企画書、事業実施要項、見積書、カタログ資料、昨年度実績資料等)を添付してください。
- ・他から補助金や助成金などを受けてることが決まっている、もしくは検討されている場合は、申請前にご相談ください。



■交付条件

- ・事業を実施する施設や関係施設に当財団送付ポスターを掲示してください。(交付年度中)
- ・広く一般に配布閲覧できる媒体で、支援金を受けた旨の発信を行ってください。
- ・2024(令和6)年度中に支援金の使用および報告書の提出を行ってください。
- ・採択された団体は、当財団のホームページ等において

団体名を公表し、また支援金の使途に関する情報を公開いたします。

・当財団より、視察訪問または意見交換会等の依頼があった場合は ご対応ください。



■スケジュール

募集期間内

【団体】

申請書類の 提出 締切後1か月以内

【財団】

採択結果通知

※申請いただいた内容が、支援金の主旨 に相応しくない場合は不採択となります。 締切月の翌々月

【財団】

入金

2024(R6)年度中

【団体】

支援金の使用

2024(R6)年度末締切

【団体】

報告書類の提出

※申請をご検討の際は、募集要項をご確認ください。

お問合せ▶



公益財団法人 ライフスポーツ財団

〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-43 ファサード江坂ビル7階 TEL:06-6170-9886(平日9:30~17:00)MAIL:info@lsf.or.jp